

イーサネット専用サービス

契約約款

2025年1月

株式会社キャッチネットワーク

# 目次

第1章 総 1 則.....	4
(約款の適用) .....	4
(約款の変更) .....	4
(用語の定義) .....	4
第2章 イーサネット専用サービスの品目.....	6
(イーサネット専用サービスの品目) .....	6
第3章 イーサネット専用サービスの提供区域.....	7
(イーサネット専用サービスの提供区域) .....	7
第4章 契約.....	8
(契約の単位) .....	8
(共同契約) .....	8
(イーサネット専用回線の終端) .....	8
(イーサネット専用申込の方法) .....	8
(イーサネット専用申込の承諾) .....	8
(最低利用期間) .....	9
(契約者数の変更) .....	9
(品目の変更) .....	9
(イーサネット専用回線の移転) .....	10
(イーサネット専用回線の利用の一時中断) .....	10
(イーサネット専用回線の利用休止) .....	10
(イーサネット専用契約に基づく権利の譲渡の禁止) .....	10
(契約者が行うイーサネット専用契約の解除) .....	11
(当社が行うイーサネット専用契約の解除) .....	11
(その他の提供条件) .....	11
第5章 利用中止及び利用停止.....	12
(利用中止) .....	12
(利用停止) .....	12
第6章 イーサネット専用サービスの利用の制限.....	13

(イーサネット専用サービスの利用の制限) .....	13
第7章 料金等.....	14
第1節 料金及び工事に関する費用.....	14
(料金及び工事に関する費用) .....	14
第2節 料金等の支払義務.....	14
(料金の支払義務) .....	14
(工事費の支払義務) .....	15
第3節 料金の計算等.....	15
(料金の計算等) .....	15
(料金支払いの連帯責任) .....	16
第4節 割増金及び遅延損害金.....	16
(割増金) .....	16
(遅延損害金) .....	16
第8章 保守.....	17
(イーサネット専用契約者の維持責任) .....	17
(イーサネット専用契約者の切分責任) .....	17
(修理又は復旧の順位) .....	17
第9章 損害賠償.....	19
(責任の制限) .....	19
(免責) .....	19
第10章 雑則.....	20
(承諾の限界) .....	20
(利用に係るイーサネット専用契約者の義務) .....	20
(他人に使用させる場合のイーサネット専用契約者の義務) .....	20
(契約者からのイーサネット専用回線の設置場所の提供等) .....	21
(技術的事項) .....	21
(法令に規定する事項) .....	21
(閲覧) .....	22
別記.....	23

1	イーサネット専用サービスの提供区域	23
2	イーサネット専用契約者の地位の承継	23
3	イーサネット専用契約者の氏名等の変更	23
4	契約者からのイーサネット専用回線の設置場所の提供等	23
5	自営端末設備の接続	24
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	24
7	自営電気通信設備の接続	25
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	25
9	当社の維持責任	25
10	新聞社等の基準	26

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 株式会社キャッチネットワーク（以下「当社」といいます。）は、このイーサネット専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより、イーサネット専用サービスを提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。その場合、当社は変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また、改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力が生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

**第3条** この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。
4 イーサネット専用サービス	契約の申込みにより指定された区間において、当社が設置する電気通信回線を使用して、イーサネットフレームによる符号の伝送を行う電気通信サービス
5 イーサネット専用サービス取扱所	イーサネット専用サービスに関する契約業務を行う当社の事務所
6 イーサネット専用契約	当社からイーサネット専用サービスの提供を受けるための契約
7 イーサネット専用申込	イーサネット専用契約の申込み
8 イーサネット専用申込者	イーサネット専用申込をした者
9 イーサネット専用契約者	当社とイーサネット専用契約を締結している者

10 イーサネット専用回線	イーサネット専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 端末設備	イーサネット専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 イーサネット専用回線等	イーサネット専用回線及び、当社が設置する電気通信設備
15 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
16 回線終端装置	イーサネット専用回線の終端の場所に当社が設置する装置
17 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 イーサネット専用サービスの品目

(イーサネット専用サービスの品目)

第4条 イーサネット専用サービスは、料金表第1表（料金）に定める品目があります。

### 第3章 イーサネット専用サービスの提供区域

(イーサネット専用サービスの提供区域)

第5条 当社のイーサネット専用サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第4章 契約

### (契約の単位)

**第6条** 当社は、イーサネット専用回線1回線ごとに、1のイーサネット専用契約を締結します。

### (共同契約)

**第7条** 当社は、1つのイーサネット専用回線について、契約者が2人以上となるイーサネット専用契約（以下「共同イーサネット専用契約」といいます。）を締結します。

- 2 前項の場合、契約者のうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

### (イーサネット専用回線の終端)

**第8条** 当社は、イーサネット専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に配線盤と回線終端装置を設置し、これをイーサネット専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定める時は、イーサネット専用契約者と協議します。

### (イーサネット専用申込の方法)

**第9条** イーサネット専用契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) イーサネット専用サービスの品目
- (2) 回線数
- (3) イーサネット専用回線の区間
- (4) その他イーサネット専用契約の申込の内容を特定するための事項

### (イーサネット専用申込の承諾)

**第10条** 当社は、イーサネット専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネット専用申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、そ

の旨を通知します。

- (1) 申込みのあったイーサネット専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) イーサネット専用申込者が、イーサネット専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 上記のほか、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

**第11条** 当社が提供するイーサネット専用サービスについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、イーサネット専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 イーサネット専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

#### (契約者数の変更)

**第12条** 契約者は、イーサネット専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たにイーサネット専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第9条（イーサネット専用申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行うイーサネット専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第10条（イーサネット専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (品目の変更)

**第13条** 契約者は、イーサネット専用契約の品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（イーサネット専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (イーサネット専用回線の移転)

**第14条** 契約者は、イーサネット専用契約の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（イーサネット専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (イーサネット専用回線の利用の一時中断)

**第15条** 当社は、契約者から請求があったときは、イーサネット専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### (イーサネット専用回線の利用休止)

**第16条** 当社は、イーサネット専用契約者から請求があったときは、イーサネット専用回線（利用開始後30日以上経過したものに限り、以下この条件において同じとします。）を利用休止（そのイーサネット専用回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 イーサネット専用回線の利用休止期間（当該イーサネット専用回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、30日を超えるものとし、1年を限度とします。
- 3 イーサネット専用回線の利用休止期間が1年を経過した後、契約者が新たにイーサネット専用回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その1年間を経過した日から起算してさらに1年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。
- 4 当社は、イーサネット専用回線の利用休止をしている契約者から再利用の請求があった場合には、第10条（イーサネット専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (イーサネット専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

**第17条** 契約者は、イーサネット専用契約に基づいて、イーサネット専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行うイーサネット専用契約の解除)

**第18条** 契約者は、イーサネット専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット専用サービス取扱所に、当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 前項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構造物等の復旧を要する場合、その復旧に係る費用は契約者の負担とさせていただきます。

(当社が行うイーサネット専用契約の解除)

**第19条** 当社は、第22条(利用停止)の規定により利用停止されたイーサネット専用回線について、契約者が、なおその事実を解消しないときには、そのイーサネット専用回線に係るイーサネット専用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第22条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、イーサネット専用回線の利用停止をしないで、そのイーサネット専用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのイーサネット専用契約を解除しようとするときはあらかじめ専用契約者にその旨を通知します。

(その他の提供条件)

**第20条** イーサネット専用サービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

## 第5章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

**第21条** 当社は、次の場合には、イーサネット専用回線の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第23条（イーサネット専用サービスの利用の制限）の規定により、イーサネット専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット専用回線の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第22条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのイーサネット専用回線の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった回線の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われない時は、その料金その他の債務が支払われる迄の間）そのイーサネット専用回線の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第37条（利用に係るイーサネット専用契約者の義務）又は第38条（他人に使用させる場合のイーサネット専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、イーサネット専用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) イーサネット専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合にその電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をイーサネット専用回線から取り外さなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット専用回線の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をイーサネット専用契約者にお知らせします。

## 第6章 イーサネット専用サービスの利用の制限

### (イーサネット専用サービスの利用の制限)

**第23条** 当社は、イーサネット専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用しているイーサネット専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のイーサネット専用回線の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

## 第7章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

第24条 当社が提供するイーサネット専用サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める料金とします。

- 2 当社が提供するイーサネット専用サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定める料金とします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### (料金の支払義務)

第25条 契約者は、そのイーサネット専用契約に基づいて当社がイーサネット専用回線の提供を開始した日から起算してイーサネット専用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします）について、料金表第1表（料金）に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット専用回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払って頂きます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネット専用回線を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット専用回線を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット専用回線（そのイーサネット専用回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）につ

同じとします。)が生じた場合(3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。	いての料金。
2 イーサネット専用回線の利用休止をしたとき。	イーサネット専用回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット専用回線についての料金。
3 イーサネット専用回線の移転に伴って、イーサネット専用回線を利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により、イーサネット専用回線を利用しなかった場合であって、そのイーサネット専用回線を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット専用回線についての料金。

#### (工事費の支払義務)

**第26条** 契約者は、イーサネット専用契約の申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算等

#### (料金の計算等)

**第27条** 料金の計算方法、並びに料金及び工事費に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

**(料金支払いの連帯責任)**

**第28条** 第7条（共同契約）を締結している各イーサネット専用契約者は、その契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯として責任を負っていただきます。

**第4節 割増金及び遅延損害金**

**(割増金)**

**第29条** イーサネット専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

**(遅延損害金)**

**第30条** イーサネット専用契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第8章 保守

### (イーサネット専用契約者の維持責任)

**第31条** 契約者は、そのイーサネット専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (イーサネット専用契約者の切分責任)

**第32条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がイーサネット専用回線に接続されている場合であって、イーサネット専用回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験によりイーサネット専用回線に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者に派遣費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧の順位)

**第33条** 当社は、イーサネット専用回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条（イーサネット専用サービスの利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってそのイーサネット専用回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位のイーサネット専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧するイーサネット専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安庁機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

**第34条** 当社は、イーサネット専用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット専用回線が全く利用できない状態（そのイーサネット専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第25条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、イーサネット専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(第25条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り)を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりイーサネット専用サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### (免責)

**第35条** 当社は、イーサネット専用回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建設その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第10章 雑則

### (承諾の限界)

**第36条** 当社は、イーサネット専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した契約者にお知らせします。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規めるところによります。

### (利用に係るイーサネット専用契約者の義務)

**第37条** イーサネット専用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネット専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある時、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社がイーサネット専用契約に基づき設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 イーサネット専用契約者は、前項の規定に違反してその回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合のイーサネット専用契約者の義務)

**第38条** イーサネット専用契約者は、その回線をイーサネット専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) イーサネット専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、そのイーサネット専用契約者以外の者が使用する行為についても、

当社に対しての責任を負っていただきます。

(2) イーサネット専用契約者は、その回線に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのイーサネット専用契約者以外の者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) イーサネット専用契約者は、当社が別に定める事項について、そのイーサネット専用回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのイーサネット専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第31条（イーサネット専用契約者の維持責任）

イ 第32条（イーサネット専用契約者の切分責任）

ウ 別記5（自営端末設備の接続）

エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

オ 別記7（自営電気通信設備の接続）

カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

#### （契約者からのイーサネット専用回線の設置場所の提供等）

**第39条** 契約者からのイーサネット専用回線の設置場所の提供については、別記4に定めるところによります。

#### （技術的事項）

**第40条** イーサネット専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

#### （法令に規定する事項）

**第41条** イーサネット専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5～別記8に定めるところによります。

(閲覧)

**第42条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 別記

### 1 イーサネット専用サービスの提供区域

当社のイーサネット専用サービスは、次に掲げる市町村の区域におけるイーサネット専用回線の終端相互間において提供します。

愛知県刈谷市、安城市、高浜市、知立市、碧南市、西尾市、豊田市金谷町3-82-2、豊田市高丘新町天王1番地、豊田市上原町折橋1-17、豊田市西広瀬町桐ヶ洞543、日進市米野木町南山500-1、額田郡幸田町大字芦谷字丸山5、田原市緑が浜2号2番地、半田市日東町4番地29、岡崎市大幡町字大入1-1、知多郡阿久比町大字草木字芳池1、豊橋市明海町3-23、豊橋市原町南山1-323、静岡県湖西市梅田390番地、三重県いなべ市大安町門前1530

### 2 イーサネット専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併によりイーサネット専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにイーサネット専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 イーサネット専用契約者の氏名等の変更

イーサネット専用契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにイーサネット専用サービス取扱所に通知していただきます。

### 4 契約者からのイーサネット専用回線の設置場所の提供等

- (1) イーサネット専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がイーサネット専用回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- (2) 契約者は、イーサネット専用回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 5 自営端末設備の接続

- (1) イーサネット専用契約者は、そのイーサネット専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのイーサネット専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を請求していただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法第86条 第1項に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット専用契約者がその自営端末設備を変更した時についても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) イーサネット専用契約者は、そのイーサネット専用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、イーサネット専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において、必要があるときはイーサネット専用契約者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、イーサネット専用契約者は正当な理由がある場合、その事業法施行規則第32条で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、イーサネット専用契約者はその自営端末設備をイーサネット専用回線から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

- (1) イーサネット専用契約者は、そのイーサネット専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのイーサネット専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について記載した、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法第70条 第1項で定める場合に該当するとき
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット専用契約者がその自営電気通信設備を変更した時についても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) イーサネット専用契約者は、そのイーサネット専用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

イーサネット専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 9 当社の維持責任

当社は、イーサネット専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

用 語	用 語 の 意 味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

# 目次

通則	29
(料金の計算方法)	29
(端数処理)	29
(料金の支払い)	29
(料金の一括払い)	29
(料金前払いに伴う料金の減額)	29
(前受金)	30
(消費税相当額の加算)	31
(料金等の臨時減免)	31
第1表 料金	32
1. 適用	32
2. 料金額	34
第2表 工事に関する費用	35
1. 適用	35
2. 工事費の額	36
別表 基本的な技術的事項	37
1. インターフェース仕様	37
附則	38

## 通則

### (料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのイーサネット専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日イーサネット専用回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日イーサネット専用契約の解除があったとき。
  - (3) 暦月の初日にイーサネット専用回線の提供の開始を行い、その日にそのイーサネット専用契約の解除があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第25条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネット専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (料金前払いに伴う料金の減額)

- 8 契約者は、イーサネット専用サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月又は1年分の料金を一時に支払うことができます。  
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
  - (1) 契約者が、前項の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その期間における料金については、2（料金額）の（1）（回線使用料）の額から次表に規定する額を減額して適用します。

種 類	料金の減額（月額）
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	2の（1）の額に0.013を乗じて得た額
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	2の（1）の額に0.03を乗じて得た額

- (2) 一時払いにより料金が支払われたイーサネット専用サービスについて、支払を受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区分		料金の取扱い
イーサネット専用回線の品目変更、移転又はサービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
イーサネット専用契約を解除すると同時に、新たにイーサネット専用契約を締結してその場所でサービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるサービスの料金の額が、解除するサービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（解除前の料金及び、新たに提供を受けるサービスの料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるサービスの料金の額が、解除するサービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（解除前の料金及び、新たに提供を受けるサービスの料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
イーサネット専用契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第25条(料金の支払義務)、第26条(工事費の支払義務)の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める本体価格に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定に関わらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。  
当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせいたします。

## 第1表 料金

### 1 適用

区分	内容									
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gbps</td> <td>最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gbps</td> <td>最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Gbps</td> <td>最大100Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	1Gbps	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10Gbps	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	100Gbps	最大100Gbit/sの符号伝送が可能なもの	
品目	内容									
1Gbps	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの									
10Gbps	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの									
100Gbps	最大100Gbit/sの符号伝送が可能なもの									
(2) 回線距離の測定	<p>イーサネット専用サービスの回線距離は、その回線の双方の終端間の光ファイバケーブルの長さにより算出します。この場合、100メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。</p>									
(3) 最低利用期間内にイーサネット専用契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、約款第25条（料金の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（回線使用料に消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に、サービス変更、品目変更又は回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金額から、変更又は移転後の料金額を減算し、料金の額が少なくなるときは、その差額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ この場合に、サービス変更、品目変更と同時にその回線の設置場所において、イーサネット専用回線の契約の解除と新設を行うときの差額の算定は、同時に行う新設等の回線使用料を合算して行います。</p>									
(4) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、契約者から、そのイーサネット専用契約に係る回線について、次表に定める期間（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線使用料については、2の(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 5年利用</td> <td>5年間</td> <td>2の(1)の額に0.2を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.1を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2の(1)の額に0.2を乗じて得た額
種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.1を乗じて得た額								
(イ) 5年利用	5年間	2の(1)の額に0.2を乗じて得た額								

- イ 長期継続利用割引については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（イーサネット専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その回線の提供を開始した日）から適用します。
- ウ 長期継続利用割引の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係るイーサネット専用回線について、利用休止、又は契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も利用を継続される場合、利用期間満了日の10日前迄に契約解除のお申し出を頂かないと、同一料金のまま契約期間を1年間自動延長させていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にサービス変更、品目変更又は回線の移転によりそのイーサネット専用契約に係る回線使用料が減少した場合、又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 回線使用料が減少した場合	残余の期間に対応する回線使用料の差額（減少前の料金から減少後の回線使用料を控除して得た額をいいます。）に1.00 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の回線使用料に1.00 を乗じて得た額

## 2 料金額

### (1) 回線使用料

イーサネット専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額		
		1Gbit/sの符号伝送	10Gbit/sの符号伝送	100Gbit/sの符号伝送
回線距離	1kmまでのもの	54,000円(59,400円)	66,700円(73,370円)	300,000円(330,000円)
	1kmを超えるもの	54,000円(59,400円)に1kmを超える100mまでごとに5,000円(5,500円)を加えた額	66,700円(73,370円)に1kmを超える100mまでごとに5,000円(5,500円)を加えた額	300,000円(330,000円)に1kmを超える100mまでごとに5,000円(5,500円)を加えた額

## 第2表 工事に関する費用

### 1 適用

区分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるイーサネット専用回線において、1の回線ごとに適用します。								
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) イーサネット専用回線に係る新規工事</td> <td>イーサネット専用回線において、引込柱から回線の終端のある構内又は建物内に設置する回線終端装置までの配線工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) イーサネット専用回線に係る変更工事</td> <td>専用回線におけるサービス変更、品目変更、回線の移転、利用の一時中断、利用休止又は休止の再開等の変更工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 契約者の要請に基づく自営端末設備等への接続に係る工事</td> <td>契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備から、回線終端装置までのケーブル接続の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) イーサネット専用回線に係る新規工事	イーサネット専用回線において、引込柱から回線の終端のある構内又は建物内に設置する回線終端装置までの配線工事を要する場合に適用します。	(イ) イーサネット専用回線に係る変更工事	専用回線におけるサービス変更、品目変更、回線の移転、利用の一時中断、利用休止又は休止の再開等の変更工事に適用します。	(ウ) 契約者の要請に基づく自営端末設備等への接続に係る工事	契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備から、回線終端装置までのケーブル接続の工事を要する場合に適用します。
工事の区分	適 用								
(ア) イーサネット専用回線に係る新規工事	イーサネット専用回線において、引込柱から回線の終端のある構内又は建物内に設置する回線終端装置までの配線工事を要する場合に適用します。								
(イ) イーサネット専用回線に係る変更工事	専用回線におけるサービス変更、品目変更、回線の移転、利用の一時中断、利用休止又は休止の再開等の変更工事に適用します。								
(ウ) 契約者の要請に基づく自営端末設備等への接続に係る工事	契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備から、回線終端装置までのケーブル接続の工事を要する場合に適用します。								
(3) 消費税相当額の加算	約款第26条(工事費の支払義務)により支払いを要する工事費の額は、2(工事費の額)の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。この場合において、(1)～(2)までの適用による場合は、適用した後の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。								

## 2 工事費の額

1回線ごとに

工事（料金）の種類	単 位	工事費の額
(ア) イーサネット専用回線に係る新規工事	1回線ごとに	20,000円(22,000円)
(イ) イーサネット専用回線に係る変更工事	1回線ごとに	30,000円(33,000円)
(ウ) 契約者の要請に基づく自営端末設備等への接続に係る工事	1回線ごとに	30,000円(33,000円)
<p>備 考                      上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱や配管など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。</p>		

## 別表 基本的な技術的事項

### 1. インターフェース仕様

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Gbps	8ピンコネクタ (RJ-45) (ISO標準 IS8877準拠) CAT5e:UTPケーブル	IEEE802. 3、IEEE802. 3ab 10BASE-T, 100BASE-TX, 1000BASE-T準拠
	LC形単芯光コネクタ (IEC 61754-20準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS C6832のSGI-50/125 及びSGI-62. 5/125準拠)	IEEE802. 3、IEEE802. 3z 1000BASE-SX準拠
10Gbps	8ピンコネクタ (RJ-45) (ISO標準 IS8877準拠) CAT6a:UTP/STPケーブル CAT7 :STPケーブル	IEEE802. 3an 10GBASE-T準拠
	LC形単芯光コネクタ (IEC 61754-20準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS C6832のSGI-50/125 準拠)	IEEE802. 3ae 10GBASE-SR準拠
	LC形単芯光コネクタ (IEC 61754-20準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS C6835のSSMA-10/125 準拠)	IEEE802. 3ae 10GBASE-LR準拠
100Gbps	MPO形12芯光コネクタ (IEC 61754-7準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS C6832のSGI-50/125 準拠)	IEEE802. 3bm 100GBASE-SR4準拠
	LC形単芯光コネクタ (IEC 61754-20準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS C6835のSSMA-10/125 準拠)	IEEE802. 3ba 100GBASE-LR4準拠

**附則**

(実施期日)

この約款は、2022年4月1日より実施します。

**附則**

(実施期日)

この改正規定は2025年1月1日から実施します。